基本金明細書

(自)令和 4年 4月 1日(至)令和 5年 3月31日

社会福祉法人名 社会福祉法人 北海長正会

(単位:円)

区分並びに組入れ及び 取崩しの事由		合計	各拠点区分ごとの内訳					
			北広島リハビリセン ター療護部	北広島リハビリセン ター特養部四恩園	北広島デイサービス センター四恩園	北広島ホームヘルプ SS四恩園	北広島リハビリセン ター診療部	北広島市みなみ高齢 者支援センター
前年度末残高		522,195,624	343,331,456	75,050,793	36,193,024	7,624,016	52,162,807	7,833,528
第一号	基本金	474,149,000	319,998,578	59,539,306	32,822,392	7,624,016	47,616,737	6,547,971
第二号	基本金	0						
第三号	基本金	48,046,624	23,332,878	15,511,487	3,370,632		4,546,070	1,285,557
当期組	入額							
第								
号	計	0	0	0	0	0	0	0
基当期取	崩額							
金								
	計	0	0	0	0	0	0	0
当期組	入額							
第 二 号								
一 号	計	0	0	0	0	0	0	0
基当期取	崩額							
金								
	計	0	0	0	0	0	0	0
当期組			Ţ.					
第 三 号								
二	計	0	0	0	0	0	0	0
基当期取	崩額							
	計	0	0	0	0	0	0	0
当期末残高	i	522,195,624	343,331,456	75,050,793	36,193,024	7,624,016	52,162,807	7,833,528
第一号	基本金	474,149,000	319,998,578	59,539,306	32,822,392	7,624,016	47,616,737	6,547,971
第二号	基本金	0	0	0	0	0	0	0
第三号	基本金	48,046,624	23,332,878	15,511,487	3,370,632	0	4,546,070	1,285,557

- (注) 1. 「区分並びに組入れ及び取崩しの事由」の欄に該当する事項がない場合には、記載を省略する。
 - 2. ①第一号基本金とは、本文11 (1) に規定する基本金をいう。 ②第二号基本金とは、本文11 (2) に規定する基本金をいう。

 - ③第三号基本金とは、本文11(3)に規定する基本金をいう。
 - 3. 従前からの特例により第一号基本金・第二号基本金の内訳を示していない法人では、 合計額のみを記載するものとする。